

【重要】 宿泊利用助成券利用の際の組合員等資格確認について

2024年12月2日以降の組合員証等発行終了に伴い、宿泊利用助成券の契約施設における組合員等の資格確認方法は以下のとおりとなりますので、宿泊される際は、宿泊利用助成券と併せて確認書類をお忘れなくお持ちいただきますようお願いいたします。

1 組合員証等に代わる資格確認について

- (1) マイナポータルの資格情報画面
- (2) 資格確認書
- (3) 資格情報のお知らせ、資格情報通知書又は(1)をあらかじめダウンロードしたもの

2 既に発行された組合員証等の取り扱いについて

2024年12月1日以前に発行された組合員証等については、経過措置期間(2025年12月1日まで)があるため、引き続き、資格確認書類として利用できます。